

# 大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領

制定 令和6年3月29日 5輸国第4970号  
農林水産省輸出・国際局長通知

## 第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（3）のAの大規模輸出産地モデル形成等支援事業については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

### 1 背景

今後急速な人口減少社会を迎える中、我が国の農林水産物・食品の需要は急速に縮小しているが、日本の農林水産物・食品は国内市場に依存しており、市場が縮小し将来の収益が見通せない中で投資も縮小している。我が国の農林水産業・食品製造業の減少を防ぐとともにその生産基盤を維持・強化するためには、輸出促進によって拡大を続ける世界の農林水産物・食品の需要を取り込み、日本の農林水産業に将来展望を与えることが、日本の農林水産業そのものを守ることにつながる。

しかし、リスクをとって輸出に取り組む農林漁業者・食品製造業者等の数は限定的であり、日本はまだこの分野で輸出途上国であると言える。

輸出を更に増大させていくためには、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）との協議により輸出可能な国や農林水産物・食品の幅を広げるとともに輸出先国の規制等に適合した農林水産物・食品の生産を拡大していく必要があることから、令和2年4月、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）を施行したところである。

また、これまでの輸出拡大の成果を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定した。この目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。こうした認識の下、農林水産事業者の利益の拡大を図るとともに、輸出の拡大を実現するため、令和2年12月に農林水産業・地域の活力創造本部にて農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（以下「輸出拡大実行戦略」という。）が策定され、令和5年12月には、令和6年度に実施する施策及び令和7年度以降の実施に向け検討する施策について輸出拡大実行戦略が改訂された。さらに令和5年12月には、「食料・農業・農村基本法の改正の方向性」（令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、農産物の輸出について、国内生産基盤の維持を図る上でも、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付けることとされたところである。

## 2 課題

農林水産物・食品の輸出を促進していく中で、これまで輸出に取り組む事業者や輸出額を増やすため、輸出事業計画の策定等、産地作りの初期の取組を支援してきたところであり、輸出に取り組む事業者の増加など、一定の効果が得られているが、輸出額5兆円の実現には、これまでの取組を継続しつつ、さらに発展させ、太い商流を作り出していくためにも輸出先国の規制やニーズに対応可能な大規模輸出産地の育成を推進することが必要である。また、輸出産地の一層の拡大・発展に向け、成長段階に応じた切れ目のない支援を実施するとともに、多様な関係者を巻き込んだ輸出産地の形成を推進することにより、大規模輸出産地の形成を進め、国内の生産基盤の強化を図ることが必要である。

## 3 対応

このような課題を踏まえ、平成30年(2018年)8月31日に、農林水産省において、GFP(※1)を立ち上げ、コミュニティサイトの構築、意欲ある農林漁業者・食品製造業者等に対する輸出診断の実施、輸出産地の形成支援を行うこととしたところである。

加えて、輸出拡大実行戦略において、マーケットインの発想に基づく主に輸出向けの生産を行う輸出産地・事業者をリスト化するとともに、輸出促進法に基づき輸出産地の形成に必要な支援を重点的に行うこととしたところである。

このため、本事業のうち、輸出産地形成事業計画実行等支援においては、これまでGFPグローバル産地づくり推進事業に採択された者が行う、輸出産地の形成に向けた輸出事業計画の実行等の取組を支援する。

また、輸出拡大実行戦略では、地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成に取り組むこととしている。このため、本事業のうち、大規模輸出産地モデル形成等支援においては、生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンを確立するため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成等を支援する。

※1 GFP(ジー・エフ・ピー)とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト

## 第2 補助事業者等

### 1 補助事業者

交付等要綱別表1の補助事業者の欄の9の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人
- (2) 法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認めるもの(以下「特認団体」)

という。)

(3) 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）があること。

エ 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

(4) 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

## 2 間接補助事業者

(1) 大規模輸出産地モデル形成等支援

大規模輸出産地モデル形成等支援は、別記1第2の2のとおりとする。

(2) 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成事業計画実行等支援は、別記2第2の2のとおりとする。

## 第3 事業の内容と補助対象経費等

1 大規模輸出産地モデル形成等支援

大規模輸出産地モデル形成等支援における事業の内容等は、別記1第3のとおりとし、補助対象経費及び補助率は別記1第4のとおりとする。

2 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成事業計画実行等支援における事業の内容及び補助対象経費等は、別記2第3のとおりとする。

## 第4 採択基準等

1 大規模輸出産地モデル形成等支援

大規模輸出産地モデル形成等支援における間接補助事業者の採択基準等は、別記1第6のとおりとする。

2 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成事業計画実行等支援における間接補助事業者の採択基準及び配分基準は、別記2第4のとおりとする。

## 第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第6の1に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出し必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第6の3の事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止については、交付等要綱第15の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、交付等要綱別表1の1の(3)のAの大規模輸出産地モデル形成等支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

### 3 事業実施規程の作成

補助事業者は、大規模輸出産地モデル形成等支援及び輸出産地形成事業計画実行等支援の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続並びに関係様式その他必要な事項等を定めた事業実施規程を別記様式3により作成の上、輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。

### 4 環境負荷低減のクロスコンプライアンスへの取組

補助事業者は、事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付し、輸出・国際局長に提出すること。

間接補助事業者は、事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示すチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付の上、補助事業者に提出し、補助事業者は間接補助事業者から回収したチェックシート又はチェックシートを提出した間接補助事業者のリストを輸出・国際局長に提出すること。内容など必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

### 5 補助金の支払方法

補助金の支払方法は原則として精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要があると認められる金額については概算払をすることができる。

## 第6 事業の成果目標等

### 1 大規模輸出産地モデル形成等支援

大規模輸出産地モデル形成等支援における事業の成果目標等は、別記1第7のとおりとする。

### 2 輸出産地形成事業計画実行等支援

輸出産地形成事業計画実行等支援における事業の成果目標等は、別記2第5のとおりとする。

## 第7 事業実施状況等の報告

- 1 大規模輸出産地モデル形成等支援  
大規模輸出産地モデル形成等支援における事業実施状況等の報告は、別記1第9のとおりとする。
- 2 輸出産地形成事業計画実行等支援  
輸出産地形成事業計画実行等支援における事業実施状況等の報告は、別記2第7のとおりとする。

## 第8 事業遂行状況の報告

- 1 大規模輸出産地モデル形成等支援  
大規模輸出産地モデル形成等支援における事業遂行状況の報告は、別記1第10のとおりとする。
- 2 輸出産地形成事業計画実行等支援  
輸出産地形成事業計画実行等支援における事業遂行状況の報告は、別記2第8のとおりとする。

## 第9 報告又は指導

- 1 大規模輸出産地モデル形成等支援  
大規模輸出産地モデル形成等支援における報告又は指導は、別記1第11のとおりとする。
- 2 輸出産地形成事業計画実行等支援  
輸出産地形成事業計画実行等支援における報告又は指導は、別記2第9のとおりとする。

## 第10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

- 1 大規模輸出産地モデル形成等支援  
大規模輸出産地モデル形成等支援における取扱いは、別記1第14のとおりとする。
- 2 輸出産地形成事業計画実行等支援  
輸出産地形成事業計画実行等支援における取扱いは、別記2第10のとおりとする。

## 附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 グローバル産地づくり推進事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5397号農林水産省食料産業局長通知）は廃止とする。
- 3 2に掲げる通知により令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1 (第2関係)

番 年 月 号 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度 ( 月～ 月)
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事 業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
  - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約 (又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
  - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複

する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称  
その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの  
URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注3) その他参考資料については、輸出・国際局長の求めに応じ、遅滞なく提出しなければ  
ならない。

輸出・国際局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

令和〇年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施計画の提出（変更、中止又は廃止）について

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸国第 5108 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、提出（変更、中止又は廃止）する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1） 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 6 の 3」とする。

（注 2） 関係書類として別添 1 を添付すること。

（注 3） 変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、提出した事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4） 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5） 事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施結果の報告について」とし、別添 1 には実績を記載すること。

（注 6） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 7） 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添 1

第 1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表 1 の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表 1 の 1 の (3) のアの大規模輸出産地モデル形成等支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

## 第2 大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施計画

### 1. 補助事業者の概要

事業担当者名及び連絡先	団体名		
	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号		F A X
	E-mail	URL	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	電話番号		F A X
	E-mail	URL	
個人情報 の取扱い	同意します	<input type="checkbox"/>	<p>本事業の実施に当たり、輸出促進法の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。</p> <p>※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。</p>
	同意しません	<input type="checkbox"/>	<p>※輸出促進法 第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p>

団体概要

過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

事業担当者の業績等

※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。

1. 農林 太郎（所属・役職）
2. 農林 花子（所属・役職）

重複申請の有無 有・無

※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。

今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要  
※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。

## 2. 事業の概要

### 1 事業概要

(事業の目的)

(事業の内容)

(委員会等の委員構成)

※委員会等の委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。

### 2 実施方法

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

(記載例)

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。  
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定委託先等を記載。
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 実施スケジュール

(委員会等の開催別に、開催地や主な内容が分かるように記載してください。)

5 事業の成果目標 (達成すべき成果)、波及効果

6 事業成果・効果の検証方法

番 号  
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

令和〇年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施規程の（変更）承認申請について

大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇輸国第〇〇号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の3の規定に基づき、事業実施規程の承認を申請する。

（注1）関係書類として、実施規程を添付すること。

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。